

第十八条から第二十九条まで 削除

附則第三十四条中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改める。

第一百六条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第一項を次のように改める。

当分の間、基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合等（第百十一条第一項第一号ロに規定する年金保険者たる共済組合等をいう。第二項において同じ。）への交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

附則第二十二条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の」を「同勘定に所属する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の」を「基礎年金勘定に所属する」に、「同項の」を「同勘定に所属する」に、「基礎年金勘定」を「同勘定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合に

は、政令で定めるところにより、同勘定に所属する積立金から補足するものとする。

3 基礎年金勘定に所属する積立金は、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合等への交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、基礎年金勘定の歳入に繰り入れることができる。

第七十七条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第百十一条第一項第一号口中「第五条第十項」を「第五条第九項」に、「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同項第二号ハ中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同条第三項第一号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号中ルをヲとし、ロから又までをハからルまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 実施機関（厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣を除く。

以下この節において同じ。）からの拠出金

第百十一条第三項第二号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金

「保険事業」に改め、同号中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 実施機関への交付金

第百十一条第七項第二号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号ロ中「日本年金機構」を「実施機関及び日本年金機構」に改める。

第百十四条第一項第一号中「管掌者たる政府又は各年金保険者たる共済組合等」を「実施者たる政府又は各実施機関たる共済組合等」に改め、同条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第六項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第百十六条第一項及び第四項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第百二十条第一項中「各年金保険者たる共済組合等」を「各実施機関たる共済組合等」に改め、同条第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 毎会計年度実施機関から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度における厚生年金保険法第十四条の四第一項の規定により実施機関から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合

附則第二十二條第一項及び第三項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

附則第二十四條第一項中「厚生年金保険法附則第十八條第一項の規定による拠出金並びに」を削り、「次項第二号」を「次項」に、「附則第十九條及び第二十條」を「附則第二十條」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 第二百二十條第一項の規定は、毎会計年度平成八年厚生年金等改正法附則第二十條の規定により平成八年厚生年金等改正法附則第三十二條第二項に規定する存続組合から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において平成八年厚生年金等改正法附則第二十條の規定による納付金の金額に対して超過し、又は不足する場合について準用する。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百八条 附則第百六条の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第二十二條第一項及び第二項の規定は、平成十九年度の決算から適用する。

第百九条 附則第百七条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十二年度の予算から適用し、平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の決算に関しては、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

第百十条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第百八条第四項中「厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付」を「又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付」に改める。

(障害共済年金が支給される者の特例)

第百十一条 附則第四十條第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第六十三條第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る前条の規定による改正後の健康保険法第百八条の規定の適用については、同条第二項中「障害厚生年金の支給」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元

化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四十条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第五項において「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十三条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第五項において「地方公務員障害共済年金」という。）の支給」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金の額」と、「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同条第五項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」とす

（船員保険法の一部改正）

第百十二条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第二条第九項第一号中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改める。

第七十条第四項中「、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給

「付」を「又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付」に改める。

(障害共済年金が支給される者の特例)

第百十三条 附則第四十条第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第六十三条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る前条の規定による改正後の船員保険法の規定の適用については、同法第七十条第二項中「障害厚生年金の支給」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四十条第一項の規定による障害共済年金（以下「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十三条第一項の規定による障害共済年金（以下「地方公務員障害共済年金」という。）の支給」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金の額」と、「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同条第五項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同法第八十六条第二項及び第八十九条中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」とする。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第百十四条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「及び当該同一の事由により国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による障害共済年金又は遺族共済年金が支給される場合」を削る。

(労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置)

第百十五条 前条の規定による改正後の労働者災害補償保険法別表第一第三号の規定の適用については、同号中「規定する場合」とあるのは、「規定する場合及び当該同一の事由により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第五条第三号に規定する改正前国共済法、同条第六号に規定する改正前地共済法又は同条第九号に規定する改正前私学共済法の規定による障害共済年金又は遺族共済年金が支給される場合」とする。

(障害共済年金等が支給される者の特例)

第百十六条 附則第四十条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は附則

第六十三条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る附則第百十四条の規定による改正後の労働者災害補償保険法の規定の適用については、同法第十四条第二項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四十条第一項の規定による障害共済年金（以下「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十三条第一項の規定による障害共済年金（以下「地方公務員障害共済年金」という。）」と、同法別表第一第一号（イ及びロ以外の部分に限る。）中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第一項の規定による遺族共済年金（以下「国家公務員遺族共済年金」という。）若しくは同法附則第六十三条第一項の規定による遺族共済年金（以下「地方公務員遺族共済年金」という。）」と、同号イ中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同号口中「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金」と、「国家公務員障害共済年金」とあるのは「国家公務員遺族共済年金」と

と、「地方公務員障害共済年金」とあるのは「地方公務員遺族共済年金」と、同表第二号中「又は遺族厚生年金」とあるのは「若しくは遺族厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは国家公務員遺族共済年金若しくは地方公務員障害共済年金若しくは地方公務員遺族共済年金」とする。

(地方税法の一部改正)

第一百七十七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百六条第二項中「厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齡若しくは退職」を「又は厚生年金保険法に基づく老齡」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第一百八条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「ついでには、」の下に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）第三条の規定による改正前の」を加える。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第百十九条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第百二十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第九十条」の下に「同条第二項及び第六項を除き、」を加える。

第十九条及び第三十二条第二項中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第百二十一条 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十二条第一項

（長期給付の種類等）、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九

号) 第三条 (施行日前に給付事由が生じた給付の取扱)、地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) 第七十四条 (長期給付の種類) 及び第百五十八条 (給付の種類) を「厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号) 第三十二条 (保険給付の種類) に規定する保険給付 (政府から給されるものを除く。) 並びに国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法 (昭和三十三年法律第百二十九号) 第三条 (施行日前に給付事由が生じた給付の取扱)、地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) 第百五十八条 (給付の種類)」に改め、「私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第百四十五号) 第二十条第二項 (長期給付)」を削る。

(株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十二条 附則第三十六条第一項に規定する年金である給付及び附則第四十条第一項の規定による年金たる給付、附則第五十九条第一項に規定する年金である給付及び附則第六十三条第一項の規定による年金たる給付並びに附則第七十六条に規定する年金である給付は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定 (沖縄振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三十一号) 第十九条第五項において準用する場合を含む。) の適用については、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する

法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。

(国民健康保険法の一部改正)

第二百二十三条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項第一号イ中「第三条第一項第八号」を「第三条第一項第九号」に改める。

第七十六条の三第二項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による老齢」に改める。

附則第六条第一項第三号から第七号までを次のように改める。

三 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号。次号から第七号までにおいて「平成十九年一元化法」という。)による改正前の国家公務員共済組合法

務員共済組合法

四 平成十九年一元化法による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)

五 平成十九年一元化法による改正前の地方公務員等共済組合法

六 平成十九年一元化法による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）

七 平成十九年一元化法による改正前の私立学校教職員共済法

附則第七条第四項中「第三条第一項第八号」を「第三条第一項第九号」に改める。

附則第十二条第一項中「又は給料の月額及び期末手当等の額」を削り、「標準給与の月額及び標準賞与の額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第二百二十四条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号から第十五号までを三号ずつ繰り上げる。

第三十条中「公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合」を「法律によつて組織された共済組合」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十五条 改正前国共済法及び改正前国共済施行法、改正前地共済法及び改正前地共済施行法並びに改正前私学共済法に基づく年金たる給付は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

(所得税法の一部改正)

第二百二十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号中、「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)」及び「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」を削る。

第七十四条第二項第九号中「国家公務員共済組合法」の下に「(昭和三十三年法律第二百二十八号)」を加え、同項第十一号中「私立学校教職員共済法」の下に「(昭和二十八年法律第二百四十五号)」を加える。

第二百三条の三第二号中「国家公務員共済組合法第七十二条第一項第一号(長期給付の種類等)に掲げる退職共済年金」を削る。

## (住民基本台帳法の一部改正)

第二百二十七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十三の二の項、七十五の項及び七十六の項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

## (石炭鉱業年金基金法の一部改正)

第二百二十八条 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「被保険者であつて、」の下に「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者(第十八條第一項において「第二号厚生年金被保険者」という。)及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者(第十八條第一項において「第三号厚生年金被保険者」という。)並びに」を加える。

第十八條第一項中「坑内員」の下に「並びに第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者」を加える。

第二十条中「(昭和二十九年法律第一百五号)」を削り、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

第三十三条第三項中「第九十条第二項及び第三項」を「第九十条第三項及び第四項」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第二百二十九条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「事業主」の下に「(次号から第四号までに掲げるものを除く。)」を加える。

第二十一条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第三十条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第九十六条の見出し中「私学共済法」を「私学共済法等」に改め、同条第四項中「私学共済法の」を

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第

号。次項において「平成十九年一元化法」という。）第五条の規定による改正前の私学共済法及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の」に改め、同条第五項中「に係る」の下に「平成十九年一元化法第五条の規定による改正前の」を、「その他同法」の下に「及び厚生年金保険法」を加え、「同法の」を「これらの法律の」に改める。

第百四条第一項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、同条第四項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第百三十一条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第百七条第二項中「、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づき老齡若しくは退職」を「又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齡」に改める。

(国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正)

第三百二十二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第三百三十三条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三百三十一条中「厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法に基づく老齡若しくは退職」を「又は厚生年金保険法に基づく老齡」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三百三十四条 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百五十二号)附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第七条の三第一項第四号」に改め

る。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第百三十五条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第七条第四項に規定する派遣先企業(以下この条において「派遣先企業」という。)」と、「それぞれ第九十九条第二項(同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)、及び第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以

下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」とする。

第十四条第四項を削る。

第二十四条第一項中「第十四条第四項中」とし、その他の職員については、これらに準ずる給与としてとあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」とを削る。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正）

第一百三十六条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項を次のように改める。

3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第一百三十二条第二項各号列記

以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」とあるのは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）」と、同項各号中「地方公共団体」とあり、並びに同法第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（以下この条において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「派遣先団体」と、同項中「第百十三條第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに」とあるのは「第百十三條第二項及び」と、同条第三項中「第百十三條第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「派遣先団体」とする。

（確定給付企業年金法の一部改正）

第百三十七條 確定給付企業年金法の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者に限る。）をいう。

第三条第一項、第四条第四号、第五条第三項、第六条第二項、第十二条第一項第四号及び第五号、第二十五条、第二十六条第三号、第二十七条第四号、第七十四条第二項、第七十七条第三項並びに第八十四条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第一百十二条第六項中「第三百三十三条の二」を「第三百三十三条の二の二」に改める。

第一百十四条第三項中「積立金」を「特別会計積立金」に改める。

第一百十七条第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

附則第三条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三百三十八条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三

年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項を削り、同条第二項中「のうち厚生年金保険法」の下に「(昭和二十九年法律第一百五号)」を加え、「平成八年改正前の共済法」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。)」第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。次項において「平成八年改正前の共済法」という。)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

(確定拠出年金法の一部改正)

第三百三十九条 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

第二条第六項を次のように改める。

6 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という。))又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者(以下「第四号厚生年金被保険者」という。))に限る。)をいう。

第三条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「前条第六項各号に掲げる者」を「第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第三項第六号中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第四条第一項第二号及び第三項並びに第五条第二項及び第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第九条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「第二条第六項各号に掲げる者」を「第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第十条第三号、第十一条第四号、第二十六条第一号及び第四十六條第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第六十二条第三項第八号中「私立学校教職員共済法」の下に「(昭和二十八年法律第二百四十五号)」を加える。

(独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律の一部改正)

第四百四十条 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（推進機構の役職員であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）」を付し、同条第三項を削る。

附則第七条に見出しとして「（推進機構の役職員であつた被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例）」を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「推進機構の役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（推進機構の事業所又は事務所を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者（推進機構の役員又は職員であつた者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間（推進機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保

険者期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員である期間に限る。）に係るもの）に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第八条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同法附則第五条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（農林水産省共済組合の組合員であつた期間（研究機構又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るもの）を含む。）に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

（独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律の一部改正）

第四百四十一条 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（開発センターの役職員であつた組合員に係る

国家公務員共済組合法の規定の適用の特例」を付し、同条第三項を削る。

附則第七条に見出しとして「(開発センターの役職員であつた被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例)」を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「開発センターの役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金(開発センターの事業所又は事務所を厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。)の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者(開発センターの役員又は職員であつた者に限る。)で施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者(センターの役員又は職員となつた者に限る。)のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間(開発センターの役員又は職員であつた期間に限る。)に係るものに限る。)及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間(農林水産省共済組合の組合員である期間(センターの役員又は職員である期間に限る。))に係るもの)に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第八条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつ

た期間とみなされた同法附則第五条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（農林水産省共済組合の組合員であつた期間（センターの役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。）に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

（独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律の一部改正）

第四百二十二条 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（通信・放送機構の役職員であつた者に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）」を付し、同条第三項を削る。

附則第七条に見出しとして「（通信・放送機構の役職員であつた者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例）」を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「通信・放送機構の役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金保険の被保険者で

あつた通信・放送機構の役員又は職員で、施行日に総務省共済組合の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（通信・放送機構の役員又は職員であつた期間に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（総務省共済組合の組合員である期間（研究機構の役員又は職員である期間に限る。）に係るもの限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第八条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同法附則第五条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（総務省共済組合の組合員であつた期間（研究機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。）に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

（放送大学学園法の一部改正）

第四百十三条 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

(私立学校教職員共済法の特例)

第十一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第四百四十条の規定の適用を受ける放送大学学園の職員に關する私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項及び第三項、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで並びに第三十一条第一項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第四百四十四条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十二号中「年金たる給付」の下に「(厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあつては、政府が支給するものに限る。)」を加える。

附則第五条の二第三項中「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号から第四号までに規定する第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者」に改める。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第四百四十五条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項を削り、同条第二項中「のうち厚生年金保険法」の下に「(昭和二十九年法律第百十五号)」を加え、「平成八年改正前の共済法」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法

律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。次項において「平成八年改正前の共済法」という。）に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）  
第四百六十六条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」の下に「（平成十五年法律第四十号）」を加え、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「及び第四項」を「及び第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「（同条第四項）」を「（同条第五項）」に改める。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 私立大学派遣検察官等に関する国共済法第二百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む）、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院への裁判官及び

検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

第十四条第四項を削り、同条第五項中「同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十五条第一項中「同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と」を削り、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項」に改める。

第十六条第一項を次のように改める。

私立大学派遣検察官等に関する私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項及び第三項、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで並びに第三十一条第一項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

第十六条第二項中「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」の下に「(平成十五年法律第四十号)」を加え、「第二十二条第二項及び第七項」を「第二十二条第三項及び第八項」に、「給与」を「報酬」に改める。

第二十一条中「社会保険関係法」の下に「厚生年金保険法、」を加える。

(人事訴訟法の一部改正)

第四百七十七条 人事訴訟法(平成十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「標準報酬等の按分割合あんに関する処分(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百十五号)第七十八条の二第二項、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第九十三条の五第二項(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)第一百五条第二項の規定による処分をいう。)」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第七十八条の二第二項の規定による処分」に改める。

(判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律の一部改正)

第四百四十八条 判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法第二百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等」と、同条第四項中「第九十条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。」の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限

る。)並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等」とする。

第八条第四項を削る。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正)

第四百四十九条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)の

一部を次のように改正する。

第二十九条中「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付」を

「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付(政府が支給するものを除

く。)」に、「同法」を「国民年金法」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五百十条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

附則第九十三条第一項中「附則第二十条の四第一項」を「附則第二十条の三第一項」に改める。

附則第九十四条第一項中「附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項」を「附則第二十条の二第四項及び第二十条の六第一項」に改め、同条第二項中「附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項」を「附則第二十条の二第四項及び第二十条の六第一項」に改め、同条第三項中「附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項」を「附則第二十条の二第四項及び第二十条の六第一項」に改め、同条第三項中「附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項」を「附則第二十条の二第四項及び第二十条の六第一項」に改める。

附則第九十五条中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五百五十一条 恩給法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条を附則第七条とし、附則第五条の次に次の一条を加える。

(平成二十年四月分以降の文官等に給する普通恩給等の年額の特例)

第六条 平成二十年四月分以降の公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則第十条第一項に規定する旧軍人を除く。以下この条において同じ。)に給する普通恩給又はその遺族に給する扶助料(恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十五条第一項第二号に規定する扶助料を除く。以下この条において同じ。)の年額(恩給法第七十五条第二項又は恩給法等の一部を改正す

る法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条第一項若しくは第二項の規定による加給又は加算の年額を含む。以下この条において同じ。）は、この項の規定の適用がないものとした場合におけるこれらの年額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第五十七条の二第一項に規定する基準額改定率をいう。）を順次乗じて得た額（以下この項において「基準額」という。）を超えるときは、当該年額に〇・九を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）とする。ただし、その額が基準額に満たないときは、当該基準額とする。

2 前項に定めるもののほか、平成二十年四月分以降の公務員に給する普通恩給又はその遺族に給する扶助料の年額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（日本年金機構法の一部改正）

第五百五十二条 日本年金機構法（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項第四号イ中「並びに同法第百十三条第二項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年

法律第百五十二号) 第四百四十四条の二十四の二第二項及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号) 第四十七条の三第二項に規定する権限に係る事務」を削る。

第三十八条第五項第三号中二を削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとする。

附則第十八条第三項中「附則第二十九条の四」を「附則第二十九条の五」に改める。

附則第四十条第二項中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号) 第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百五十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 理由

今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、当該制度について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置を講ずる等のほか、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用拡大、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の改善等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。